

よくあるご質問 (Q&A)

Q.電子申請システム「eMLIT」とは？

A.国土交通省では、インターネットを利用して各種法令に基づく申請・届出をオンラインで行うシステムがeMLIT（正式名称：国土交通省手続業務一貫処理システム）です。ちなみに、読み方は「イーエムリット」です。

Q. 電子申請では、県民局等の窓口へ足を運ぶ必要がなくなるの？

A.従来、申請・届出書の提出時には、県民局等（土木事務所や業界団体支部など）の窓口へ足を運ぶ必要がありましたが、電子申請が可能になることで、足を運ぶ必要はなくなります。

Q.手数料の支払い方法は？

A.手数料の支払い方法は、電子申請前に「兵庫県電子納付システム」を利用して、別途、手数料をお支払いいただくこととなります。ただし、他府県への宅建士の登録移転申請については、都道府県によって収入証紙を購入して郵送または持参しなければならないこともあります。

Q.電子申請は簡単なの？

A. 県民局等の窓口へ申請書を紙提出する必要がなくなったというメリットはあります。また、この電子申請システム（eMLIT）は全国一律の仕様となっていることから、必ずしも都道府県ごとの運用を反映したシステムとはなっていません。このため、申請・届出にあたっては、別添「操作マニュアル」をご覧ください。

Q.今後も、従来通りの紙申請は受付してもらえる？

A.紙申請も従来どおり受付します。

Q.eMLITで電子申請するにあたり、利用者登録は必要？

A.宅建業に関する免許申請には、「gBizIDプライム」または「gBizIDメンバー」のアカウントが必要です。なお、宅建士に関する申請には、「gBizIDエントリー（審査を行わず発行）」のアカウントが必要です。

Q.「身分証明書」や「納税証明書」などの証明書は原本がいらなくなる？

A.「身分証明書」「登記されていないことの証明書」「納税証明書」「登記簿謄本」「印鑑証明書」などの証明書は、従来どおり申請者が原本を取得し、その原本を電子ファイルにしてアップロードする方法で、電子申請が可能です。

よくあるご質問 (Q&A)

Q.宅建士証の交付手続きは、電子申請できない？

A.宅建士証の交付手続きは、オンライン申請できません。また、宅建士資格登録簿変更登録申請に伴う宅建士証の裏面への新住所の記載に限り、電子申請は可能ですが、別途、宅建士証を県庁（建築指導課土地対策班）に郵送する必要があります。

Q.電子申請を行政書士などに代理してもらうことはできる？

A.可能です。代理申請もできるようにシステムが整備されています。

Q.行政書士などに代理申請を依頼する場合、依頼者は一切eMLITを触る必要ないの？

A.代理申請を依頼する場合でも、依頼者はeMLIT上で「代理人認証コード」を設定し、そのコードを代理人に伝える必要があります（代理人は、eMLIT上でそのコードの入力を求められます）。